

2020年5月27日

名城大学法学部生・法学研究科大学院生のみなさま
保護者のみなさま

6月3日以降の対面授業の開始について

法学部長・法学研究科長

伊川 正樹

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、みなさまには多大なるご不便をおかけしていることをお詫び申し上げます。また、本学の活動に対しご理解とご協力を賜っておりますことに御礼申し上げます。

名城大学ならびに名城大学法学部としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令後も、対面による授業の教育効果およびその有用性を踏まえ、対面授業の実施に向けて検討を続けておりました。

他方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止および学生の安全確保を第一に考え、遠隔授業を実施してきましたが、その中で、これまでとは異なった授業形態の可能性を認識しつつ、教育の質を向上する努力も続けております。

そうした経緯を踏まえ、新型インフルエンザ等特措法に基づく5月14日に愛知県における緊急事態宣言が解除され、愛知県独自の緊急事態宣言も5月26日に解除されたこと等に鑑みて、名城大学は、前期第7週（6月3日）から大学における対面授業を一部の科目で開始することを決定しました。

具体的な対象科目は別にお知らせしていますが、対面授業に踏み切ったのは、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という本学の立学の精神に基づく判断です。名城大学ならびに法学部は、この立学の精神に則り、学生と教職員が顔を合わせて学び合うという姿勢を大事にしてきました。この精神は遠隔授業においても実現可能ですが、じかに互いの反応を見ながら臨機応変な対応を通じて学びを楽しむことの有用性を共有したいという方針の下、授業運営を行っております。

そこで、学生と教職員の健康が第一であることから、まずは一部の科目について対面授業を取り入れることとしました。また、1年生の科目を対象とすることによって、キャンパスに足を踏み入れて大学生となった実感をつかみ取ってもらいながら、学びの楽しさを感じていただきたいと考えました。

こうした決定に対しては、さまざまな不安や懸念が寄せられていることも承知しておりますが、私たちとしては上記のような方針に基づき、学生の安全確保と負担をできるだけ軽くする措置を講じた上での決意であることをご理解いただきたいと思います。併せて、学内の環境をできる限り整備することで感染拡大リスクを抑えるとともに、対面授業に参加しないという選択をなされてもそのご判断を尊重し、引き続き遠隔での課題等を通じた学修機会の保障を図って参ります。

6月3日の対面授業の開始後も常に状況を注視しながら、適宜、対応策を講じて参ります。また、7月以降につきましては、状況に応じて対面授業を拡大することも検討しております。

引き続き、本学ならびに法学部の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。